

緊急時液卵加工流通円滑化対策事業実施要領

制 定 令和7年12月23日付け7畜産第1910号ー1
改 正 令和8年2月13日付け7畜産第2636号
最終改正 令和8年3月23日付け7畜産第3067号
農林水産省畜産局長通知

第1 趣旨

緊急時液卵加工流通円滑化対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金交付等要綱（令和7年12月16日付け7畜産第1909号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業実施主体

要綱別表の事業実施主体の欄の農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 鶏卵生産者、液卵加工事業者を必須の構成員として組織されたコンソーシアムであること。
- (2) コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- (3) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) コンソーシアム規約において、年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- (5) 構成員である法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び構成員である個人又は法人等の役員等（法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (6) 液卵供給力強化施設整備事業に取り組む場合には、当該事業により凍結液卵等保管施設（凍結液卵又は液卵の原料となる鶏卵の保管に係る施設をいい、凍結液卵の保管に係る冷蔵、冷凍又は解凍に必要な施設を含む。以下同じ。）の整備を行う者が、コンソーシアムの構成員のうち、法人格を有する者であり、整備後の凍結液卵等保管施設の所有者であること。

第3 事業内容

本事業は、鳥インフルエンザ発生等の緊急時における鶏卵の円滑な供給の確保に向けて、凍結液卵の需要拡大を図るとともに、凍結液卵等保管施設等の整備等を支援するものとし、次に掲げる事業により構成する。

1 液卵流通円滑化推進事業

凍結液卵の需要拡大を図るための鶏卵の長期的な安定取引等が記載された計画（以下「コンソーシアム計画」という。）を策定し、実行するための協議会の開催、調査・分析等の取組を支援する。

2 液卵供給力強化施設整備事業

コンソーシアム計画に位置付けられた、鶏卵の円滑な供給を確保するために必要な凍結液卵等保管施設の整備を支援する。

第4 補助対象経費等

補助対象経費及び補助率等は別表1に掲げるとおりとする。ただし、液卵供給力強化施設整備事業に係る補助対象経費は、当該事業による整備後の凍結液卵等保管施設を所有する事業者が確定しているものに限る。

第5 事業実施の手続等

要綱第5第1項の畜産局長が別に定める事業実施計画の承認の手続は、次に掲げるとおりとする。

1 事業実施計画の提出

事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、地方農政局長等（事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務局長、事業実施主体の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、事業実施主体の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

2 地方農政局長等の承認

地方農政局長等は、1により事業実施計画が提出されたときは、要綱及び本要領に従い内容を確認し、予算の範囲内で事業実施計画を承認するものとする。地方農政局長等は、事業実施計画を承認する場合には、事業実施主体に対しその旨を通知し、それ以外の事業実施候補者に対しては、承認がされなかった旨を通知するものとする。

ただし、畜産局長が別に定める公募要領に基づき事業実施計画を提出し、補助金交付候補者に選定された場合は、要綱第5第1項の事業実施計画の承認を受けたものとみなす。

また、事業の範囲が複数の都道府県にわたり、管轄する地方農政局長等が複数ある場合においては、事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、関係する都道府県を管轄する地方農政局長等に当該事業実施計画の写しを送付するものとする。

3 事業実施計画の変更

事業実施計画について、次に掲げる変更等をしようとするときは、1を準用

する。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増又は補助金の増
- (3) 事業費又は補助金の30%を超える減
- (4) 事業実施主体の変更
- (5) 成果目標の変更

4 事業の着手・着工

事業の実施については、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、本事業の効率的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない場合にあっては、事業の内容が適正、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第6 事業の実施基準等

本事業の実施基準は、次に掲げるものとする。

1 液卵流通円滑化推進事業

- (1) 事業実施計画に従い、第7の3の(1)のイに定める事項を含むコンソーシアム計画を策定すること。
- (2) コンソーシアムの計画期間は、事業開始年度から3年間以上とし、コンソーシアム計画期間中に液卵供給力強化施設整備事業が完了する場合は、当該事業の完了年度の翌年度を起算年として3年間以上を加えた計画期間となるよう設定すること。
- (3) 次の取組は、本事業の補助の対象外とする。
 - ア 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組
 - イ 農畜産物の生産費補填（加工品の開発及び試作に係るものを除く。）
若しくは販売価格支持又は所得補償
 - ウ 販売促進のためのPR活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

2 液卵供給力強化施設整備事業

- (1) 凍結液卵等保管施設の能力及び規模は、取引先の飼養羽数、生産量、出荷計画、労働力の確保状況等を勘案し、コンソーシアムにおいて合意の上、決定を行うものとする。ただし、当該凍結液卵等保管施設の受益農家は原則として5戸以上とする。

あわせて、凍結液卵等保管施設の利用率の向上、凍結液卵の製造量の増大等についても十分な検討を行うものとする。
- (2) 本事業により整備する凍結液卵等保管施設と一体的に活用を図る既存施設がある場合は、既存施設等を含めて成果目標を達成することとする。
- (3) 凍結液卵等保管施設に附帯する施設、機械・設備（凍結液卵の保管に係る冷蔵、冷凍又は解凍に必要な機械・設備を除く。）のみの整備は、補助の対象外とする。

- (4) 既存施設の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新は、補助の対象外とする。
 - (5) 凍結液卵等保管施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費については、補助の対象外とする。
 - (6) 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備する凍結液卵等保管施設の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。
 - (7) 本事業により整備する凍結液卵等保管施設等は、原則として、新品、新築、新設又は保管能力増強のために必要な設備の増設若しくは改良によるものとし、耐用年数が5年以上のものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、地域の実情に照らし適当な場合には、古品、古材若しくは間伐材の利用、増築、併設等を行うことができるものとする。なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。
- 3 液卵流通円滑化推進事業及び液卵供給力強化施設整備事業に共通するもの
- (1) 事業実施主体が自己資金又は他の補助により事業を現に実施し、又は既に終了している場合には、補助の対象外とする。
 - (2) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている事業については、補助の対象外とする。
 - (3) 事業費の積算等については、「補助事業の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。

4 環境負荷低減への取組

- (1) 事業実施主体は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックし、第5の1による事業実施計画の提出に併せて、地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、実績報告の際、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、要綱第19第1項に基づく実績報告書の提出に併せて、地方農政局長等に提出するものとする。地方農政局長等は、当該チェックシートの写しを畜産局長に提出するものとする。なお、当該チェックシートを提出した事業実施主体から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組を行ったかどうか確認を行うこととする。

第7 採択要件

1 成果目標

要綱第4第2項の畜産局長が別に定める成果目標は、別表3に定めるものとする。事業実施主体は、別表3の達成すべき成果目標基準を満たすことが

見込まれる類別を選択し、事業実施計画に記載するものとする。

2 目標年度

要綱第5第3項の畜産局長が別に定める目標年度は、事業完了年度から3年以内に設定するものとする。

3 採択の基準

事業実施主体は、液卵流通円滑化推進事業又は液卵供給力強化施設整備事業に取り組むものとし、それぞれにつき次に定める要件の全てを満たすものとする。ただし、液卵供給力強化施設整備事業に取り組む場合には、液卵流通円滑化推進事業に併せて取り組むものとする。なお、採択に際しては、別表3に定める配分基準によるほか、別表4に定める施設整備に係る配分基準により加算ができるものとする。

(1) 液卵流通円滑化推進事業

ア 事業の内容が1の成果目標に沿っていること。

イ 事業実施計画に、次の全ての内容が含まれていること。

(ア) 液卵の原料となる鶏卵の長期的な安定取引計画

(イ) 液卵の原料となる鶏卵又は凍結液卵の保管に関する計画

(ウ) 凍結液卵の製造に関する計画

(エ) 凍結液卵の需要開拓に関する計画

(2) 液卵供給力強化施設整備事業

ア 事業の内容が1の成果目標に沿っていること。

イ 整備対象である凍結液卵等保管施設が1の成果目標の達成に直結するものであること。

ウ 整備対象である凍結液卵等保管施設の能力・規模が当該事業の事業実施主体の規模、過去の業績等からみて適正であること。

エ 事業実施計画1件当たりの上限要望額は、2億円とする。

第8 事業の実施状況の報告

1 要綱第27に基づく事業実施状況の報告について、事業実施主体は、本事業の完了年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、7月31日までに、別紙様式第2号により、本事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。

2 1により報告を受けた地方農政局長等は、その内容を検討し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が遅れていると判断する場合等には、当該事業実施主体に対し、改善指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

第9 事業の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

1 事業実施主体による事業評価

要綱第28の事業実施主体が行う事業評価の報告は、別記様式3号により、目標年度の翌年度の7月31日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等による事業評価

- (1) 1により報告を受けた地方農政局長等は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を別紙様式第4号により評価し、その結果を畜産局長に通知するものとする。

また、評価に当たっては、必要に応じて事業実施計画との整合等を確認するものとする。

- (2) 地方農政局長等は、(1)の評価の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。
- (3) (2)により地方農政局長等から指導を受けた事業実施主体は、指導に基づき事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

3 評価結果に基づく指導等

地方農政局長等は、2による事業評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない等、当初の計画に従って適正かつ効率的に運用が行われておらず、かつ、別紙様式第3号に十分な改善計画が記載されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、別紙様式第5号に定める改善計画を作成させるものとする。

この場合において、事業実施主体は、1年間目標年度を延長し、延長した目標年度の翌年度の7月31日までに、改めて1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

- 4 地方農政局長等は、原則として、事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

第10 管理運営

1 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した凍結液卵等保管施設を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

2 管理委託

凍結液卵等保管施設の管理は、原則として、液卵供給力強化施設整備事業による整備後の凍結液卵等保管施設の所有者が行うものとする。ただし、当該凍結液卵等保管施設の所有者が当該凍結液卵等保管施設の管理運営を直接行い難しい場合には、原則として、整備目的が確保される場合に限り、コンソーシアムの構成員に当該凍結液卵等保管施設の管理運営をさせることができるものとする。

3 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（管理運営を委託している場合には、当該管理運営主体を含む。）に対し、適正な管理運営が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用の状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長等は、関係書類の整備、凍結液卵等保管施設の管理・処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

4 事業名等の表示

本事業により整備した凍結液卵等保管施設には、本事業名等を表示するものとする。

第11 調査、報告及び指導

地方農政局長等は、本要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、事業実施主体（管理運営を委託している場合には、当該管理運営主体を含む。）に対し調査し、報告を求め、または指導することができるものとする。

第12 補助金の返還

国は、本事業において導入した施設等について、正当な理由がないにもかかわらず事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されておらず、改善の見込みがないと認める場合にあっては、既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第13 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、補助金交付決定の日から令和9年3月31日までとする。

附 則

本要領は、令和7年12月23日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和8年2月13日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和8年3月23日から施行する。

別表1（補助対象経費及び補助率）

事業内容	補助対象経費	補助率
<p>1 液卵流通円滑化推進事業</p>	<p>コンソーシアム計画を策定し、及び実行するための協議会の開催、凍結液卵の需要開拓に要する経費であって、次に掲げる事項のいずれかを満たすもののうち、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、別表2の費目ごとに整理するとともに区分経理を行うものとする。</p> <p>ア 原料となる鶏卵の長期的な安定的取引のため、鶏卵生産者の衛生対策等の向上に資する研修会を開催する場合には、外部講師の旅費及び謝金、会場借料、資料作成費等、コンソーシアムにおける生産技術の強化のために必要となる経費であること。</p> <p>イ 緊急時における鶏卵の調達や凍結液卵の出荷、流通在庫の円滑な利用を実現するための協議会を開催する場合には、会場借料、資料作成費等、コンソーシアムの合意形成のために必要となる経費であること。</p> <p>ウ 凍結液卵への置き換えを推進するための需要開拓の取組を実施する場合には、アンケート調査、実需者等との意見交換会の開催、凍結液卵への置き換えに係る調査・分析に要する経費等、コンソーシアムにおいて凍結液卵への置き換えを促進させ、平常時からの凍結液卵の流通量を増加するために必要となる経費であること。</p> <p>エ 凍結液卵等保管施設の用地確保のための調整会議、環境調査、住民説明会等の実施に必要となる経費であること。</p> <p>オ 本事業の実施計画を推進するための取組を行う場合には、コンソーシアムを推進するために直接必要とする経費であること。</p>	<p>定額（ただし、この事業のみに取り組む場合には、600万円を補助上限とする。）</p>
<p>2 液卵供給力強化施設整備事業</p>	<p>コンソーシアム計画に基づき実施する凍結液卵等保管施設の整備に要する次に掲げる経費</p> <p>ア 凍結液卵等保管施設の整備に要する経費</p> <p>イ 凍結液卵等保管施設の附帯施設の整備に要する経費</p> <p>ウ 凍結液卵又は液卵の原料となる鶏卵の保管に必要な機械・設備（凍結液卵の保管に係る冷蔵、冷凍又は解凍に必要な機械・設備を含む。）の整備に要する経費</p> <p>エ アからウまでの整備に係る設計費及び諸経費</p>	<p>1/2以内</p>

別表2（補助対象経費）

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に必要な経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（交付事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等 	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	講師旅費	事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	

謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		本事業の目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

別表3 (成果目標及び配分基準)

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備する施設に係る10月31日時点の保管数量（殻付換算重量）を10トン以上増加させること 50トン以上 5ポイント 25トン以上50トン未満 4ポイント 20トン以上25トン未満 3ポイント 15トン以上20トン未満 2ポイント 10トン以上15トン未満 1ポイント
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ （凍結液卵の製造実績がある場合）凍結液卵の製造数量（殻付換算重量）を3%以上増加させること 15%以上 5ポイント 10%以上15%未満 4ポイント 7.5%以上10%未満 3ポイント 5%以上7.5%未満 2ポイント 3%以上5%未満 1ポイント ・ （凍結液卵の製造実績がない場合）液卵の製造数量（殻付換算重量）のうち凍結液卵の製造数量（殻付換算重量）が5%以上であること 15%以上 5ポイント 12.5%以上15%未満 4ポイント 10%以上12.5%未満 3ポイント 7.5%以上10%未満 2ポイント 5%以上7.5%未満 1ポイント
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 凍結液卵の新規販路が1以上であること（既存の殻付き卵や液卵との置き換えを含む。） 5以上 5ポイント 4 4ポイント 3 3ポイント 2 2ポイント 1 1ポイント
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用対効果が1以上であること 1.8以上 5ポイント 1.6以上1.8未満 4ポイント 1.4以上1.6未満 3ポイント 1.2以上1.4未満 2ポイント 1.0以上1.2未満 1ポイント

5	<ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアムの構成員数が3者以上であること 7者以上 5ポイント 6者 4ポイント 5者 3ポイント 4者 2ポイント 3者 1ポイント
6	<ul style="list-style-type: none"> ・整備を行う凍結液卵等保管施設について受益農家数が5戸以上であること 25戸以上 5ポイント 20戸以上25戸未満 4ポイント 15戸以上20戸未満 3ポイント 10戸以上15戸未満 2ポイント 5戸以上10戸未満 1ポイント
7	<ul style="list-style-type: none"> ・鶏卵の仕入数量のうち、数量・価格を6か月以上の期間で契約して取引を行う割合を50%以上にすること 90%以上 5ポイント 80%以上90%未満 4ポイント 70%以上80%未満 3ポイント 60%以上70%未満 2ポイント 50%以上60%未満 1ポイント
8	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の①及び②に該当するもの全てを選択して加算できるものとする ① コンソーシアムの構成員のうち凍結液卵を利用する実需者数が1者以上であること 5者以上 5ポイント 4者 4ポイント 3者 3ポイント 2者 2ポイント 1者 1ポイント ② 凍結液卵を用いた新商品の開発・販売（試作販売を含む。）を行うこと 5ポイント

※1 液卵流通円滑化推進事業及び液卵供給力強化施設整備事業のいずれにも取り組む場合には、類別1から7までは必須とし、それぞれ1ポイント以上の目標を立てることとする。また、類別8から最大2個選択できるものとし、最大で合計9個の成果目標を立てることができるものとする。

※2 液卵流通円滑化推進事業のみに取り組む場合には、類別3及び5は必須とし、それぞれ1ポイント以上の目標を立てることとする。また、類別8から最大2個選択できるものとし、最大で合計4個の成果目標を立てることができるものとする。

別表4（施設整備に係る配分基準）

施設整備加算ポイント	
・コンソーシアム内の同一の構成員が、凍結液卵等保管施設と併せて、凍結液卵の冷凍機械・設備又は解凍機械・設備を一体として整備すること	・・・・・・・・ 5ポイント
・凍結液卵等保管施設の整備主体が液卵加工事業者であること	・・・・・・・・ 5ポイント
・液卵流通円滑化推進事業及び液卵供給力強化施設整備事業のいずれにも取り組むこと	・・・・・・・・ 5ポイント

※ 別表3に定めるポイントに加え、施設整備加算ポイントを加算できるものとする。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代表者名

〇〇年度緊急時液卵加工流通円滑化対策事業実施計画の承認（変更）申請に
ついて

緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金交付等要綱（令和7年12月16日付け
7畜産第1909号農林水産事務次官依命通知）第8第1項に基づき、関係書類を添え
て（変更）承認申請します。

（注）関係書類として、別添の事業実施計画書及び環境負荷低減のクロスコンプライアンス
チェックシートを添付すること。

緊急時液卵加工流通円滑化対策事業 事業実施計画書

事業実施年度：

都道府県・市町村名：

事業実施主体名：

第1 事業実施主体の概要

事業実施主体名 (コンソーシアム名)	事務局		組織構成	役員構成	沿革	その他
	組織名	所在地				
			<ul style="list-style-type: none"> ・鶏卵生産者 ・液卵加工事業者 ・その他 			

注1：組織構成は、鶏卵生産者、液卵加工事業者等の組織毎に構成員を全て記載すること。

注2：沿革は、事業実施主体の母体となった組織があれば、その組織名も記載すること。

※うち、本事業で整備する凍結液卵等保管施設を以下に記載すること。

施設名	所在地	資本金構成・比率 (%)	事業内容	代表者の氏名	沿革	その他

第2 事業の実施方針

注：この欄には、組織構成員が有する課題を具体的に整理するとともに、コンソーシアムの組織及び凍結液卵等保管施設等の整備により、それぞれの課題をどのように解決していくのか、明確にした実施方針を記載すること。併せて施設整備内容を具体的に記載すること。

第3 事業の内容及び計画

1. 液卵流通円滑化推進事業

取組内容	推進体制	実施時期	事業費 (単価、回数、対象者数、場所等)	事業費 (円)		備考
				国費	その他	
(1) 協議会の開催 取組内容①:	(例) 構成員: ○○、□□、△ △					
(2) 鶏卵の長期的な安定取引 取組内容①:						
(3) 液卵の原料となる鶏卵又は凍結液卵の保管 取組内容①:						
(4) 凍結液卵の製造 取組内容①:						
(5) 凍結液卵の需要開拓 取組内容①:						
合 計						

注1: 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「徐税額○○円うち国費○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

注2: 取組内容には、要領第7第3項(1)イに基づき、必要な取組について記載する。

注3: 適宜、行を追加して記入すること。

2. 液卵供給力強化施設整備事業

(1) 計画時の保管状況等

施設名称及び住所：

保管面積 (㎡)：

保管能力 (トン・殻付換算)：

鶏卵処理実績 (トン/年)	鶏卵保管数量 (トン/10月31日時点)	液卵製造数量 (トン/年)	凍結液卵 製造数量 (トン/年)				凍結液卵 保管数量 (トン/10月31日時点)					
			計	全卵	卵黄	卵白	計	全卵	卵黄	卵白		
			製品重量					製品重量				
			(殻付換算)					(殻付換算)				

注1：計画時の保管状況等は、整備する施設における直近3年度分の平均について記入すること。

注2：液卵及び凍結液卵の製造数量 (年/トン) は殻付換算重量とし、製品重量に全卵液は1.1、卵黄液は1.0、卵白液は1.2を乗じて算出すること。また、数値の根拠に係る資料を添えること。

注3：保管面積、能力及び10月31日時点数量は、整備する施設等に応じて、凍結液卵保管・冷凍・解凍施設又は液卵の原料となる鶏卵保管施設いずれか又は全てについて記入すること。

(2) 整備する施設による保管目標 (〇年度)

施設名称及び住所：

保管面積 (㎡)：

保管能力 (トン・殻付換算)：

鶏卵処理実績 (トン/年)	鶏卵保管数量 (トン/10月31日時点)	液卵製造数量 (トン/年)	凍結液卵 製造数量 (トン/年)				凍結液卵 保管数量 (トン/10月31日時点)					
			計	全卵	卵黄	卵白	計	全卵	卵黄	卵白		
			製品重量					製品重量				
			(殻付換算)					(殻付換算)				

注1：「目標」は、事業実施年度から3年度以内とする。

注2：液卵及び凍結液卵の製造数量 (年/トン) は殻付換算重量とし、製品重量に全卵液は1.1、卵黄液は1.0、卵白液は1.2を乗じて算出すること。また、数値の根拠に係る資料を添えること。

注3：保管面積、能力及び10月31日時点数量は、整備する施設等に応じて、凍結液卵保管・冷凍・解凍施設又は液卵の原料となる鶏卵保管施設いずれか又は全てについて記入すること。

(3) 事業の内容及び経費

事業内容 (整備する施設又は設備の種類、 面積、構造、能力等)	補助対象又は 補助対象外	台数	単価 (円)	事業費 (円)	事業費		耐用年数	備考
					国費	その他		
合計								

注1：備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「徐税額〇〇円うち国費〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
 注2：適宜、行を追加して記入すること。なお、国費負担がない施設の整備も含めて記載すること。
 注3：その他畜産局長等が必要と認める資料を添付すること。

3. 共通事項
 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

第4 採択要件

類型	目標年度における成果目標	計画時	目標年度 (○年度)
1	10月31日時点の保管数量（殻付換算重量）を10トン以上増加させること	トン	トン
2	凍結液卵の製造数量（殻付換算重量）を3%以上増加させること（凍結製造実績がない場合は、液卵製造数量のうち凍結液卵の製造数量が5%以上であること）	%	%
3	凍結液卵の新規販路が1以上であること（既存の殻付き卵や液卵との置き換えを含む。）		
4	費用対効果が1以上であること		
5	コンソーシアムの構成員数が3者以上であること	者	者
6	整備を行う施設について受益農家が5戸以上であること	戸	戸
7	鶏卵の仕入数量のうち、数量・価格を6か月以上の期間で契約して取引を行う割合を50%以上にすること	%	%
8①	コンソーシアムの構成員のうち凍結液卵を利用する実需者が1者以上であること	者	者
8②	凍結液卵を用いた新商品の開発・販売（試作販売を含む。）		点

注：各類型の計画時及び目標年度における数値の根拠に係る資料を添えること。

第5 添付書類 (添付書類名を記載すること。)

1. 液卵流通円滑化推進事業

(1) コンソーシアム規約、直近の事業(業務)報告書及び計画書
(2) コンソーシアムの構成員のうち法人格を有し、整備後の凍結液卵等保管施設の所有者となる者の定款、総会資料(直近のもの。財務諸表を添付すること。)
(3) コンソーシアム計画(策定済みの場合)
(4) 事業の一部を委託する場合はその委託契約書(案)(又は写し)
(5) その他畜産局長等が必要と認める資料

2. 液卵供給力強化施設整備事業

※整備に係るもの

添付書類	注意点
(1) 施設の規模決定に関する資料	既存施設の処理能力及び利用状況、整備予定施設の処理能力及び利用計画並びに整備予定施設の処理能力等の決定根拠が確認できる資料
(2) 概算設計書等	実施計画書に記載した事業費の算出根拠が確認できるもの
(3) 施設の設計図等	整備予定施設の設計図(平面図及び立面図)並びに用地内における建物(施設別)の配置図
(4) 財産処分申請に関する資料	事業実施予定の当初年度を含め過去5年間に補助事業等の財産処分を行った(承認申請中の案件も含む)場合は、当該処分申請に係る資料
(5) 費用対効果分析	「強い農業・担い手づくり総合支援交付金等における費用対効果分析の実施について」に基づき、作成すること。また、引用している数値の根拠を様式中に記載するか、資料を添付すること
(6) 施設の収支計画書等	整備予定の施設の現状から目標年度までの収支が確認できる資料(支出については、施設の維持運営に必要な経費が適切に計上されているか、収入については販売価格又は利用料金が適切に設定されているかが確認できるもの) なお、収支計画については、(5)で作成する年総効果額算出基礎表のうち、経営収支計画をもって代えることができるものとする。
(7) 施設の管理運営規程等	整備する施設が将来にわたり適切に管理運営できる体制となっていることが確認できる資料

第6 その他

補助事業等の財産処分状況について(当初年度を含め過去5年間)

事業名	実施年度	事業費 (千円)	財産処分 承認月日	当回事業内容及び処分内容

注: 補助事業等の財産処分の承認申請中の案件にあっても記入するとともに当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

- ・該当がない場合は「当回事業内容及び処分内容」の欄に該当無しと記入すること。
- ・該当する施設がある場合は、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。
- ・認可団体がある場合は、その内容を記載し、備考欄にその旨を記載すること。
- ・補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の譲渡を受けた場合若しくは受ける予定のある場合は、その旨を記入するとともに、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

別紙様式第2号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

緊急時液卵加工流通円滑化対策事業の実施状況報告（ 年度）

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金交付等要綱（令和7年12月16日付け7畜産第1909号農林水産事務次官依命通知）第27の規定により別添のとおり報告する。

緊急時液卵加工流通円滑化対策事業 実施状況報告書

事業実施年度： 年度

都道府県・市町村名：

事業実施主体名：
代 表 者

緊急時液卵加工流通円滑化対策事業 実施状況報告書

1 成果目標の達成状況

類型	成果目標	単位	計画時	1年後 (RO年度)	2年後 (RO年度)	3年後 (RO年度)	目標値 (RO年度)
1	整備する施設に係る10月31日時点の保管数量（殻付換算重量）を10トン以上増加させること	トン					
2	凍結液卵の製造数量（殻付換算重量）を3%以上増加させること（凍結液卵製造実績がない場合は、液卵製造数量のうち凍結液卵の製造数量が5%以上であること）	%					
3	凍結液卵の新規販路が1以上であること（既存の殻付き卵や液卵との置き換えを含む。）	/					
4	費用対効果が1以上であること	/					
5	コンソーシアムの構成員数が3者以上であること	者					
6	整備を行う施設について受益農家が5戸以上であること	戸					
7	鶏卵の仕入数量のうち、数量・価格を6か月以上の期間で契約して取引を行う割合を50%以上にすること	%					
8①	コンソーシアムの構成員のうち凍結液卵を利用する実需者が1者以上であること	者					
8②	凍結液卵を用いた新商品の開発・販売（試作販売を含む。）	点					

注1：計画時及び目標値は、事業実施計画書に記載した値を記載すること。

注2：成果目標ごとに実績値が分かる資料を添付すること。

2 当該年度の取組の総合評価

注：事業の効果、事業実施後の課題及び改善への方策（必要がある場合）を含めて記載すること。
必要に応じて、内容の確認できる資料を添付すること。

別紙様式第3号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

緊急時液卵加工流通円滑化対策事業の評価報告

緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金交付等要綱（令和7年12月16日付け7畜産第1909号農林水産事務次官依命通知）第28の規定により別添のとおり報告する。

- 注1：関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること。
注2：必要に応じて、事業実施状況報告書を添付すること。

緊急時液卵加工流通円滑化対策事業に関する事業評価シート

1 事業実施主体名：

2 事業実施期間：

3 補助額（事業費）： 円（ 円）

4 成果目標の達成状況

類型	成果目標	単位	目標年度 (○年度)	実績 (○年度)	達成率 (%)
1	整備する施設に係る10月31日時点の保管数量（殻付換算重量）を10トン以上増加させること	トン			
2	凍結液卵の製造数量（殻付換算重量）を3%以上増加させること（凍結液卵製造実績がない場合は、液卵製造数量のうち凍結液卵の製造数量が5%以上であること）	%			
3	凍結液卵の新規販路が1以上であること（既存の殻付き卵や液卵との置き換えを含む。）				
4	費用対効果が1以上であること				
5	コンソーシアムの構成員数が3者以上であること	者			
6	整備を行う施設について受益農家が5戸以上であること	戸			
7	鶏卵の仕入数量のうち、数量・価格を6か月以上の期間で契約して取引を行う割合を50%以上にすること	%			
8①	コンソーシアムの構成員のうち凍結液卵を利用する実需者が1者以上であること	者			
8②	凍結液卵を用いた新商品の開発・販売（試作販売を含む。）	点			

5 評価

- A : 目標以上の成果を達成
- B : おおむね目標どおりの成果を達成
- C : 目標未達

注：A～Cのいずれかに○を付けること。

6 取組の総評

注：成果目標が未達成の場合の理由、事業実施後の課題及び改善への方策（必要がある場合）を含めて記載すること。必要に応じて、内容の確認できる資料を添付すること。

緊急時液卵加工流通円滑化対策事業の事業評価票

1 事業実施主体名：

2 事業実施期間：

3 補助額（事業費）： 円（ 円）

4 成果目標の達成状況

類型	成果目標	単位	目標年度 (○年度)	実績 (○年度)	達成率 (%)
1	整備する施設に係る10月31日時点の保管数量（殻付換算重量）を10トン以上増加させること	トン			
2	凍結液卵の製造数量（殻付換算重量）を3%以上増加させること（凍結液卵製造実績がない場合は、液卵製造数量のうち凍結液卵の製造数量が5%以上であること）	%			
3	凍結液卵の新規販路が1以上であること（既存の殻付き卵や液卵との置き換えを含む。）	/			
4	費用対効果が1以上であること	/			
5	コンソーシアムの構成員数が3者以上であること	者			
6	整備を行う施設について受益農家が5戸以上であること	戸			
7	鶏卵の仕入数量のうち、数量・価格を6か月以上の期間で契約して取引を行う割合を50%以上にすること	%			
8①	コンソーシアムの構成員のうち凍結液卵を利用する実需者が1者以上であること	者			
8②	凍結液卵を用いた新商品の開発・販売（試作販売を含む。）	点			

5 地方農政局長等の総合所見

注：1～4については、事業実施主体から提出された別紙様式第3号の写しを添付すれば記載は省略できるとする。

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代表者氏名

緊急時液卵加工流通円滑化対策事業（〇年度）における改善計画について

〇年度緊急時液卵加工流通円滑化対策事業において、当初の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の実施及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画
注：改善計画は、1か年の計画とし、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。
- 4 改善方策
注：問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。
- 5 改善計画を実施するための推進体制